

成人期・高齢期における消費者教育

現 状

成人期では、消費生活も広範囲となり、生活環境の変化に適応しながら、自らが保有する金銭や生活資源を安全かつ有効に管理する能力が求められる。また社会人としての義務と責任を全うし、市民として政策等に主体的に参画することによって、自ら望ましい生活環境をつくり出すように努力しなければならない。

消費者教育基本計画において、消費者政策の重点項目の1つに「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」が掲げられたことを受け、成人期の消費者教育は、社会教育施設を中心に推し進めるという一つの方向性が示された。そのようななか、振り込め詐欺や住宅リフォーム詐欺をはじめとする悪質商法被害が高齢者を中心に急増したこともあり、成人期・高齢期の消費者教育については、従来の「集める」消費者教育から「届ける」消費者教育への展開が図られ、消費生活相談員などによる「出前講座」が全国で積極的に実施されている。

一方、成人期の消費者教育の対象者は、大学生から企業等に勤める社会人、家事従事者、そして高齢者に至るまで多様である。そのため、社会教育施設や出前講座を中心とする消費者教育だけでは不十分である。とりわけ、大学および職域における消費者教育は、非常に不足しており、現在のところ、ごく少数の大学や職場において、新入生オリエンテーションや授業の一部、新入社員研修をはじめとする各種研修の一部などに導入されているにすぎない。

成人期・高齢期の消費者教育をめぐるいま一つの動きとして、「見守り」の視点に基づく消費者教育の展開を挙げることができる。一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者が増え、判断能力の低下に伴う消費者被害が後を絶たないことから、民生委員やヘルパーなどの福祉関係者によって、消費者情報を届ける取り組みが実施され始めている。このような状況のなかで、消費者教育の担い手となる市民講師の育成もまた推進されているところである。

目標と進め方

成人期の多様な対象者に対する消費者教育の総括的な目標は、以下の2点に集約される。

(1) 年齢、家族構成、心身の状態等に応じた消費者としての「自立力」の育成

(2) 年齢、家族構成、心身の状況等に応じた消費者としての「社会的連携力」の育成

(1)については、現状において不足している大学や職域における消費者教育の機会を多面的に創出することによって、目標の達成をはかる必要がある。例えば、大学における新入生オリエンテーションや教養教育、職域における社員研修などの一部に消費者教育を位置づけることが有効である。また、職業をもたない成人や高齢者等への消費者教育においては、出前講座を一層充実させる必要がある。(2)については、消費者市民として社会的活動に主体的に参画しようとする態度と、一方で、社会の仕組みやルールを理解して社会的支援を活用することのできる能力の育成が意図される。後者については、とくに消費者行政機関と福祉行政機関をはじめとする諸機関が連携・協力し、効果的・効率的な目標達成を目指すべきである。

このほか、成人期においては「親教育」としての消費者教育が求められている点に、配慮が必要である。幼児期、児童期の子どもの安全を守ること、児童期、少年期の子どもをネット犯罪から守ることなどは、親としての成人の責任に依るところが大きい。また、幼児期から少年期の子どもの環境保全意識の形成に対し、親の態度や行動の影響が大きいことは言うまでもない。したがって、子どもが年齢に応じて消費者としての自立力を習得する際に、適切な手助けができる能力も、成人期の消費者の「自立力」に含めて考えるべきである。

領域別の学習

安全

消費者教育の体系化における目標

- 目標 商品（食品を含む）の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。
- 目標 商品による事故・危害に適切な対処ができる。
- 目標 安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。

安全（成人期・高齢期）における消費者教育の考え方

成人期においては、自立した消費者として、購入・消費する商品（食品を含む）の安全性に配慮し、自己と家族の生命や健康を守ることができる能力の育成を意図した消費者教育が展開されなければならない。

日常、購入する商品（食品を含む）の安全性の確保にあたっては、購入前、購入時、購入後の各段階において必要な知識・技能・態度の習得が課題となる。すなわち、購入前においては、必要な商品情報を収集し、安全性を分析・評価する能力が、購入時には、商品を比較考量し、安全で最適な商品の選択を行う能力が、購入後には、商品を安全かつ効果的に利用するとともに、トラブルに適切に対応する能力の育成が求められる。

一方、安全な商品を選択・購入することは、単に自己や家族の消費生活の安全を守るためだけでなく、円投票（当該商品に一票を投じること）を通じて、問題ある商品を市場から排除することに貢献するという認識をもたせることが重要である。すなわち、安全性に関する消費者教育においては、消費者一人ひとりの適切な購入行動が社会的な意味を持つことを確認するとともに、消費者市民として、消費生活の安全を守る地域の取り組みに主体的に参画し、安心・安全な消費社会の形成に積極的に寄与しようとする態度を育成することが求められる。

高齢期においては、加齢やその他の理由により判断力、行動力、情報収集力等が低下する成人も少なからずみられることから、食品の不適切な摂取や製品の誤った取り扱いにより、事故や危害に遭遇する危険性が高まる傾向がある。したがって、高齢期の消費者に対し、心身の状況に応じて、安全に関する消費者教育を実施することは、生命や健康を守るうえできわめて重要といえる。また、商品の安全についてわからな

いことや不安なことを家族や周囲の人に相談し、正しい知識を得て行動しようとする態度を形成することも必要である。

安全（成人期・高齢期）における学習目標及び学習内容

目標 について

学習目標

【成人期】

「日常および社会生活の中で利用する商品の安全性に関する情報を集めることにより、安全な商品を選んで使うことができる。」

成人期は、耐久消費財も含め、様々な商品を購入する機会が増えるため、商品の安全性に関する情報を集めて、総合的に判断できることを目標とした。

【高齢期】

「心身の状況に応じて、安全な商品を選んで使うことができる。」

高齢期は、自己の健康・心身の状況をふまえることが必要と考えて安全な商品を選んで使うことができることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・メーカーや業界団体等が提供している商品の安全性に関する情報の収集方法を知り、安全な商品の選び方や適切な使用方法を理解する。生活の中で使用する製品について、使用前に取扱説明書等を読むことの必要性を理解する。
- ・SG マーク、PSE マーク等、製品の安全性を示すマークや表示について理解する。
- ・食品表示の見方、アレルギー物質など、食品に関する情報について理解する。

【高齢期】

- ・メーカーや業界団体が提供している商品の安全性に関する情報の収集方法を知り、とくに高齢者等が留意すべき点を理解する。
- ・生活の中で使用する製品について、購入時に表示されているマークの意味や取扱上の留意点について説明を受ける習慣を身につける。
- ・食品表示の見方、アレルギー物質など、食品に関する情報について正しい知識を理解する。
- ・商品の使用に際し、操作を覚えるまでに学習時間がかかること、忘れてしまう場合があることなどに配慮した予備体制を確保する習慣を身

につける。

解説

安全な商品を選択・購入し、また、その商品を安全に消費したり使用したりするためには、商品に関する適正な情報を集め、情報を正確に読み取り、それに基づいて的確な行動をとることが求められる。食品の安全性については、食品の履歴や鮮度、添加物に関する情報、とりわけアレルギー物質に関する情報など、購入時に確認すべき情報のほか、保存方法、消費期限、賞味期限など、保存時・費消時に留意すべき情報などがある。また、生活の中で使用する製品の安全性については、購入時には各種の安全性を示すマーク等を、使用時には使用方法や取扱説明書等を読み取る力とその習慣を形成することが必要となる。このほか、食品や製品の安全性に関する緊要なトラブルが発生した際には、国民生活センター、農林水産省、経済産業省、その他関連する業界や団体等のホームページにおいて提供される情報を、適切に活用できる知識と技能を身につけることも重要である。

高齢期においては、上にみた商品の安全性に関する情報を、個々の心身の状況に応じて収集することをめざすとともに、わからない点や不安な点は家族や周囲の人々に相談し、健康で安全な消費生活を営むことが求められる。また、複雑な操作が必要な製品、使用頻度は低いが定期的に使用する製品、安全性により一層の配慮が必要な製品等については、使用手順や留意点に関するチェックリストを作成・活用するなど、具体性・実践性の高い指導が求められる。さらに、加齢に伴う記憶の不安に備え、安全上とくに重要な事項については、メモを残したり、家族に伝えておくなどの予備体制を整えておく必要があることについても助言することが望まれる。

目標 について

学習目標

【成人期】

「商品の欠陥等で事故・危害にあったときに、被害救済の制度・機関を活用できる。」

成人期では、実際に欠陥商品による事故・危害や安全性の問題に直面し、対処する機会が増えることを踏まえ被害救済の制度・機関を活用できることを目標とした。

【高齢期】

「商品による事故・危害を身近な人に相談できる。」

高齢期は、事故・危害を一人で抱え込んでしまうことを防止するため、心身の状況に配慮し、家族など身近な人の協力を得ることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・メーカー等が設置している商品事故等に対応する窓口の利用方法を理解する。
- ・安全性に問題がある製品や食品等により被害を受けた場合に、消費生活センター等によるADR（裁判外紛争解決法）を利用する方法があることを理解する。
- ・商品の欠陥等で事故・危害にあったときに、必要に応じて弁護士等の法律の専門家に相談し、被害の救済を求める方法を理解する。

【高齢期】

- ・商品事故に遭った時には、メーカー等が設置している窓口相談すれば救済されることを理解する。
- ・安全性に問題がある製品や食品により被害を受けた場合に、消費生活センター等の相談機関等を利用できることを理解する。
- ・購入した商品に問題を感じたときに、適切な支援者から助言を得る習慣を身につける。

解説

成人期の消費者には、商品を安全に選択・消費・使用できる知識や態度に加え、万が一、商品の欠陥等により事故や危害にあった際には、速やかに被害救済のための制度や機関を利用し、被害を最小限にとどめ、適正な救済を受けることができる力が求められる。そのためには、事業者、行政、NPOなどの諸機関が設置している相談窓口の種類や特徴、利用方法などを正しく理解するとともに、消費者として「安全が確保される権利」があることを自覚し、積極的に被害救済のために行動しようとする態度を育成する必要がある。とくに地域の消費生活センター等によるADRを利用することは、被害の早期解決に有効であることを周知させ、当該センターを自己と家族の安全な消費生活のために活用できるようにさせることが重要である。

また、高齢期においては、商品による事故・危害に遭いやすい傾向がみられることから、トラブルの発生時には、家族や周囲の人々の支援を得ながら、速やかに必要な行動をとることができるようにしなければな

らない。また、そのような場合に備え、高齢者と専門機関をつなぐ家族や周囲の人々の協力体制を日常的に整えておくことが求められる。

目標 について

学習目標

【成人期】

「安全な商品が提供されるように社会に働きかけていくことができる。」

成人期においては、商品選択という行動自体が、安全に配慮した社会づくりに影響を与えることを認識し、より積極的に社会と関わっていくことを目標とした。

【高齢期】

「心身の状況に配慮した安全な商品を提供する取り組みに協力できる。」

高齢期では、本人だけでなく、周囲の高齢者も高齢者にやさしい安全な社会生活が送れることに配慮して安全な商品を提供する取り組みに協力できることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・製品や食品の安全が脅かされることによる社会的影響の大きさと消費者行動の重要性について理解する。
- ・自治体や消費者団体、地域のNPO等が実施している安全に関する取り組みについて学び、興味がある活動に参加しようとする意識を身につける。

【高齢期】

- ・製品や食品の安全が脅かされることによる社会的影響の重大さを知り、自己に及ぼす影響について理解する。
- ・自治体や消費者団体、地域のNPO等が実施している安全に関する取り組みについて学び、興味がある活動に参加する習慣を身につける。
- ・介護保険制度・介護事業者の第三者評価について学び、制度の適切な利用について理解する。
- ・介護サービスの認定等の際に、自分の意志を伝える力を身につける。

解説

成人期の消費者が自己と家族の安全な消費生活を営むためには、個人的・対処療法的な問題解決の方策を習得するだけでなく、消費者市民として、様々な機会を通じて、安心・安全な社会の形成のために働きかけることが必要である。そのような理解を促すためには、過去の消費者問

題について学習させ、それらが国民生活全体にどのような深刻な被害をもたらしてきたかを把握させるとともに、消費者運動の歴史を振り返り、不買運動が事業者の不適切な経営を是正させたり、消費者の団結による社会的働きかけが法律の制定を導いた史実などを認識させることが有効である。また、実践的な場面において、商品の安全に関する消費者の意見を事業者や行政に届ける方法を理解させるとともに、商品の安全を推進するための活動を実践している身近な組織の存在を知り、その活動に積極的に参画していこうとする態度を形成することが重要である。

高齢期においても、心身の状況に応じ、安全を求める自らの声を事業者や行政に伝える方法を知り、また、社会的活動に参加することの重要性を理解して、可能な実践に取り組むことが求められる。さらに、介護保険制度の利用に際しては、介護事業者の第三者評価の仕組みの整備状況を知り、安心・安全なサービスの利用のために、当該制度を活用したり、介護保険制度の下で関わる福祉関係者に、自己と家族の介護環境を安全で快適なものにするための要望を伝え、最適な社会的支援のあり方を検討することが必要である。なお、諸制度は度々改正されるため、常に最新の情報に基づいて適切な選択ができるように専門家の支援を得ることが不可欠である。

安全（成人期・高齢期）における指導方法

成人期の安全に関する消費者教育の指導にあたっては、自己と家族の生命の安全と健康を守ることを第一義とすべきことを常に念頭に置き、とくに以下の点に留意が必要である。

商品の安全に関するマークや表示の指導については、その種類が多様であるため、学習内容を精選する必要がある。すなわち、日常生活において利用機会の多い商品に付されるマークや表示を中心としながら、受講者の年齢や家族構成、心身の状況等に配慮し、必要性が高いものを厳選して、確実にその意味を理解させるようにする。例えば、乳幼児を養育する成人に対しては、玩具に付されるマーク等、高齢者に対してはホームヘルス機器に付されるマーク等に注視するなどの工夫が要される。また、家電製品や電子機器などについては、取扱説明書が複雑であるため、年齢や能力に応じた、機器を安全かつ便利に使用するために必要な内容を精選し、基礎的・基本的な知識や技能を抽出した見やすい教材を作成するなど、わかりやすい指導を行うことが求められる。このほか、医薬品や化粧品など、安全な使用にあたって特別な注意を要する商品もあるため、これらについても、適宜、使用に際しての基本的な留意点等について取り扱うことが望ましい。

次に、商品の安全性への日常的な関心を高めるためには、マスメディアを通して報道される商品による事故・危害に関する情報に常に注意を払うように指導することが肝要である。また、社会的な被害の拡大が懸念される問題については、ただちに国民生活センター、農林水産省、経済産業省をはじめとする行政機関や消費者団体、事業者等のホームページに関連情報が掲載されるため、それらの閲覧方法を具体的に提示するなどの指導も必要である。さらに、万が一、商品による事故・危害に遭遇した場合に備え、相談窓口の所在と相談方法について、いくつかの典型的な事例に基づいて具体的・実践的な指導を行うことが求められる。

安全で便利な商品により快適な消費生活を実現するためには、上記の点について消費者一人ひとりの理解や態度をうながすだけでなく、家族や地域の人々との日常的なコミュニケーションにおいて、商品の安全性に留意し合う習慣を身に付けることが重要である。そこで、消費生活センター等が定期的に地域の広報誌に提供している商品の危険情報を共通の話題とするなど、地域の実態をふまえた題材に基づいてコミュニケーションの活性化が図られるよう、多様なアイデアや仕組みを提示することが期待される。

このほか、職域における消費者教育の機会に際しては、商品一般の安全性について理解を深めるだけでなく、市場に商品を提供する事業者の立場から、自社製品の安全管理に十分に留意しようとする態度を育成することも重要である。例えば、特定の自社製品を取り上げ、その安全性を消費者の立場から多面的にチェックし合うワークショップを行うことなども効果的である。

契約・取引

消費者教育の体系化における目標

- 目標 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。
- 目標 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。
- 目標 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。
- 目標 トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。

契約・取引（成人期・高齢期）における消費者教育の考え方

成人期においては、自立した消費者として、日常的な家計管理を適切に行うとともに、契約に関する正しい知識に基づいて、必要な商取引を円滑に行うことができる能力の育成を意図した消費者教育が展開されなければならない。

そのためには、まず自己の欲求（ウォンツ）と必要（ニーズ）の違いを明確に自覚・認識することを基本としながら、必要なものを必要なだけ必要な時期に計画的かつ合理的に選択・消費するという習慣を身に付けさせることが肝要である。

また、家計管理においては、当面する家計収支の調整に終始することなく、個人や家族の生活周期（ライフサイクル）の推移を予測したうえで、短期的・中期的・長期的にバランスのとれた家計のフローとストックの在り方を展望する視点が必要である。

さらに、消費生活における様々な商取引については、それらを契約として認識させることを基本としながら、そこに発生する法的な権利・義務関係を自覚させ、消費者として責任ある行動をとることができるように導く必要がある。また、年々、多様化し深刻化する悪質商法の被害から自己と家族の財産を守り、健全な消費生活を営むための消費者教育を実施することが緊急度の高い課題となっている。このため、消費者トラブルの未然防止に必要な知識や態度を習得させるのみならず、万が一、トラブルに遭ったときに速やかに専門機関に相談するなどの適切な対応を図ることができるようにすることも重視すべきである。

高齢期においては、加齢やその他の理由により判断力等が低下する場合がみられることから、上記の点において、一層注意が必要である。また、高齢期の消費者については、健康、住まい、孤独、老後の資金などに関する不安感が強いいため、そのことが消費者被害に結びついたり、被害の深刻化を招いたりするという現状がある。さらに、高齢期の消費者は「だまされたことに気づきにくい」「(被害を)だれにも相談しない」といった特徴があることが指摘されていることから、成人期・高齢期の消費者教育に

においては、周囲の人々による「見守り」の視点を導入することが不可欠である。すなわち、成人期の消費者教育においては、消費者としての「自立」を基本としながらも、年齢や状況に応じて「見守る」立場や「見守られる」立場をも念頭に置き、必要な知識や態度を育成するための手法を工夫する必要がある。

契約・取引（成人期・高齢期）における学習目標及び学習内容

目標 について

学習目標

【成人期】

「自己の必要性や所得を考慮し、選択肢の費用と効果を検討して選択することができる。」

成人期は、就労で得た所得を有効に活用するため、多様な選択肢・情報からより適切に選択することが望まれる。そのため、選択肢の費用と効果について検討できることまでを目標とした。

【高齢期】

「自己の判断・選択での不安に備えて、身近な人の協力が得られるようにしておくことができる。」

高齢期は、判断や選択力の低下に日頃から備えることができるようになる観点から身近な人の協力が得られるようにしておくことを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・必要と欲求の違いを理解する。
- ・自己の必要性や所得を中長期的に把握するための計画の立て方を身につける。
- ・商品の費用対効果を把握するために用いることのできる情報源や判断基準について理解する。
- ・適切な情報源や判断基準に基づき、自ら立てた計画に見合った消費行動を取る習慣を身につける。

【高齢期】

- ・自らの心身の状況を把握した上で、家族に対してどのような協力を求めたいか話合う習慣を身につける。
- ・自らの心身の状況を把握し、必要に応じて周囲の人に委譲したいところを見極め、そのために必要となる手続きについて身近な人に相談する習慣を身につける。

- ・家族や身近な親族等がない場合に、適切な制度を活用できることを理解する。
- ・病院、福祉施設の入退院、入退所の際、身元保証人の必要性や役割について理解する。

解説

成人期の消費者にとっては、個々の家計を健全に営むことが経済生活の基本となる。そのためには、ライフステージに応じて自己や家族にとって必要なものを見極め、短期的・長期的な所得の推移を予測し、商品やサービスの選択を行う必要がある。その際、できる限り自己や家族のニーズに合致した選択ができるように、適正で多様な情報を入手することが求められる。また、豊富な情報の中から選択を行う際には、費用対効果に着目し、経済的合理性に基づく意思決定ができることを目指すとともに、他方で、経済性のみによって計ることのできない個人や家族のおかれた状況や価値観などに配慮する視点も必要である。これらの意思決定に関しては、十分な比較考量や代替案の検討、結果の評価と次回への行動へのフィードバックなど、計画・統制・評価（Plan-Do-See）の一連のプロセスについて指導することが有効である。

高齢期においては、選択における判断に不安を伴うことが多くなることから、自己の意思決定を重視しつつも、必要に応じて家族や周囲の支援者などに相談できる体制を、常に整えておくことが必要である。また、病院や福祉施設の入退院に関しては、特別な手続きや判断が求められることも多いことから、病院関係者や福祉関係者を講師に招聘したり、当該関係者にインタビューを実施し、実態を踏まえた教材を作成する方法が効果的である。

目標 について

学習目標

【成人期】

「家計の支払い能力や将来の生活を考えて、貯蓄や保険、クレジット(ローン)を適切に利用することができる。また、リスクとリターンを考慮して金融商品を選ぶことができる。」

成人期は、経済的に自立して家計を担うことから、将来の計画や家計の現状を把握して、貯蓄や借入れができることを目標とした。また、様々な金融商品の利用も可能となるため、リスクとリターンの観点を取り上げて適切な資金管理ができるようになることを目標とした。

成人期
・
高齢期

【高齢期】

「自らの年金や資産の状況を把握して、家計運営に活かすことができる。」

高齢期では、とくに年金などの資産を保有することから、その把握・管理について家計運営に活かすことができることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・家計収支の構造を知り、毎月の家計の実態を把握する方法を身につける。
- ・毎月の家計や中長期的な生活設計に応じた貯蓄のあり方を考え、クレジット（ローン）の適切な利用方法を理解する。
- ・年齢層に応じた危機管理のあり方を考え、保険の必要性和契約方法を理解する。
- ・安全性、収益性、流動性を考慮して、計画的に金融商品を選択する習慣を身につける。

【高齢期】

- ・年金等の家計収入と生活費等の家計支出の現状を正しく理解する。
- ・貯蓄と負債の残高を把握し、豊かで安定した生活のために資産を活用する方法を身につける。
- ・金銭管理、財産管理に関連した不安やトラブルを身近な信頼できる専門家等に相談し、家計を安全に運営管理する習慣を身につける。
- ・信託、財産管理サービスの委任、任意後見契約等に関する知識や公正証書による遺言状の作成方法・意義等を理解する。

解説

成人期の家計管理においては、まず、家計収支の構造を理解し、実収入と実収入以外の収入、実支出と実支出以外の支出の違いに留意したうえで、家計簿記帳などにより、個々の家計の実態を正しく把握できるようにしなければならない。また、可処分所得や平均消費性向、黒字率、エンゲル係数などの指標を手がかりに、個々の家計の状態を簡単に診断する方法についても指導する必要がある。さらに、フローのみならず、ストックの管理能力を育成することも重要な課題となる。ストックの管理においては、「貯める」「借りる 返す」「備える」「殖やす」などの側面があり、それぞれにおいて必要な能力の育成が図られなければならない。まずは、予想される家族のライフサイクルにおけるイベントに備え、必要な資金を準備すること、さまざまナリスクを想定して無駄なく安心

できる水準の保険契約を結ぶこと、ライフステージの推移に伴う所得や支出の変化を的確にとらえたうえで、クレジット（ローン）契約を合理的に活用することなどが、ここで身につけさせたい基本的能力である。さらに、家計のゆとりに応じて、資産の運用を図り、より主体的・積極的に資産の増加をはかろうとする姿勢やそのために必要な金融商品や金利及びポートフォリオ等に関する知識や技能を修得させることも、ここでの課題となる。具体的には、今後 10～20 年程度の家族のライフサイクル表を作成し、実収入や実支出の推移を予測したうえで、家族のイベントに伴う必要資金の貯蓄計画や借金返済計画を、複利計算表を用いてシミュレーションするなどの方法が効果的である。

高齢期においては、これまでに蓄えた資産の状況に個人差が大きいことに配慮しながら、自らの年金を把握・管理し、堅実かつ主体的な家計運営を行おうとする態度を身に付けさせることが重要である。また、判断能力の低下に応じ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を求める日常生活自立支援事業や、財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為の援助を第三者に代行してもらった成年後見制度などを利用できることについて理解を深め、必要に応じて諸制度を活用しようとする態度を育成することも必要である。

目標 について

学習目標

【成人期】

「契約の意味と基本的なルールや法律・制度等（契約当事者としての権利と義務等）を理解し、契約の内容を十分確認した上で契約ができるとともに、契約したことを誠実に履行することができる。」

成人期では、少年期での目標からさらに発展し、契約の内容を十分確認した上で契約できることや契約したことを誠実に履行することができることを目標とした。

【高齢期】

「契約する際に、契約の内容をよく確認した上で契約することができる。」

高齢期では、トラブルに巻き込まれることをあらかじめ避けることができるよう、とくに契約の際に、契約の内容をよく確認した上で契約することができることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・契約の概念を知り、それに伴う権利と義務について理解する。
- ・民法、消費者契約法、PL法、金融商品販売法等の契約に関する法律や、自治体が定める消費者保護に関する条例について理解する。
- ・契約に伴う語彙やルール、トラブル事例について知り、契約を行う際に十分に内容を確認する習慣を身につける。
- ・契約により発生する社会的責任の重要性を認識し、契約事項を正しく履行する習慣を身につける。

【高齢期】

- ・契約によって発生する社会的な責任を理解し、契約を誠実に履行することの重要性を理解する。
- ・契約・取引の際に十分に内容を確認する習慣を身につける。
- ・老朽化した家屋の補修等、高額の契約に際してはとくに注意深く内容を確認し、トラブルの予防や対応方法を理解する。
- ・老い支度（終末期医療、葬儀、埋葬等に関わる契約や費用等）について理解する。

解説

成人期の契約には、権利と義務が伴う。不用意な契約が、後に消費者トラブルの発生につながることも多いことから、契約の意味を十分に認識させたい。慎重に契約の締結を行うとともに、契約事項を適正に履行する習慣を身につけさせることが重要である。とくに、契約は口約束（意思表示の合致）のみで成立することを理解させる一方で、署名、押印した契約書の持つ法的な意味についても正しく認識させる必要がある。また、悪質商法の事例を紹介するとともに、契約に伴う基本的な権利・義務関係を定めた民法や、消費者トラブルの解決に効力を発揮する消費者契約法、特定商取引法、そのほか商品の安全や資産の運用管理などに関連する法律や居住地域の消費者保護に関する条例などについて、過去の判例や相談事例などに照らした具体的な活用場面を解説し、基本的な用語や要点の理解を促す必要がある。一方、親の立場から、未成年の契約トラブルやその解除の方法等に関心を持つように促すことも重要である。

高齢期においては、とくに契約トラブルが増加している状況に鑑み、より慎重に契約・取引に臨む姿勢を身に付けさせる必要がある。また、老後の生活設計などに関連した高額の商品・サービスの売買契約の締結に際しては、家族や周囲の支援者の助言を得ながら、自らのニーズを見

極め、適切な選択ができるように導くようにする。ビデオや寸劇などの視聴により、悪質業者の販売手口を具体的に理解したり、ロールプレイによって、悪質業者と消費者とのやりとりを疑似体験するなどの方法が効果的である。

目標 について

学習目標

【成人期】

「契約・取引のトラブルが生じたときに、消費者のための法律・制度を活用したり、相談機関に相談することができるとともに、安心して契約・取引できる社会を目指し協力して必要な取り組みができる。」

成人期には、少年期の目標に加え、契約・取引の際のトラブルを防止するために協力して必要な取り組みができることを目標とした。

【高齢期】

「契約・取引で心配や不安があるときに、身近な人に相談したり、高齢者支援のための制度や組織を利用できる。」

高齢期には、契約・取引で不安があるときに、家庭や地域の人などの身近な人に相談したり、高齢者支援のための制度や組織を利用できることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・ 契約・取引に伴うトラブルに巻き込まれた際、被害者救済のための法律や制度を利用して自己の安全や利益を守る方法を理解する。
- ・ 契約・取引により不利益を被ったとき、消費生活センター等の専門機関に相談する習慣を身につける。
- ・ 悪質業者を排除するための地域の取り組みに、主体的に参加する習慣を身につける。

【高齢期】

- ・ 契約の際には周りの信頼できる人（アドバイザーや立会人）に相談できることを理解する。
- ・ 契約・取引に関して不安を感じた場合に身近な人に相談をする習慣を身につける。
- ・ 契約・取引のトラブルに遭遇した場合の相談窓口の連絡先や相談方法を理解する。
- ・ 高齢化に伴う物忘れや認知症に関連したトラブル事例を知り、トラブ

ル防止のための成年後見制度等の活用方法を理解する。

- ・介護保険制度、介護サービス、施設との契約等の活用方法について理解する。

解 説

契約・取引に伴うトラブルについては、その未然防止を旨とする指導が行われるべきであるが、万が一、トラブルに巻き込まれた場合を想定し、早期対応をはかるために必要な知識や技能、態度を育成することも重要な課題である。とくにトラブルの解決に広く有効なクーリング・オフについて、その適用範囲や方法を理解させるとともに、クーリング・オフはがきのワークシートを用いて、具体的な記入のしかたを習得させることなどが効果的である。また、消費者トラブルへの適切な対応のためには、目標の「学習内容」に掲げられた法律等についてより一層理解を深めることが望ましいが、迅速に誤りのない対応を行うためには、むしろ、地域の消費生活センター等の専門機関へ直ちに相談する習慣を身につけることが肝要である。そのためには、消費生活センター等の役割を正しく理解するとともに、日頃から、消費生活情報の収集や講座の受講などを通して、当該センター等を活用することが求められる。また、自治会や消費者団体などによる悪質業者を排除する取り組みに主体的に参加し、消費者市民として、トラブルのない地域づくりに貢献しようとする姿勢を育むことも重要である。

高齢期においては、契約等のトラブルに際し、家族や周囲の人々の助言を得ながら、専門機関へつないでいくルートを日常的に整えておくような準備が必要である。とくに夫婦のみや単身で暮らしている場合、要介護状態にある場合などは、福祉関係者などを中心とする地域の見守りの仕組みを確認・活用するように指導する必要がある。また、心身の状態に応じて、支援者や支援機関および消費生活センター等との連携によって成年後見制度の活用をはかり、トラブルの解決や再発防止に向けて、必要な知識や態度を育成することが重要である。

契約・取引（成人期・高齡期）における指導方法

成人期・高齡期の契約・取引については、長期的かつ堅実に家計を管理する能力の育成と、自立した消費者として権利を行使し、義務を遂行しようとする態度の涵養を基本に据えながら、具体的には、契約トラブルの未然防止や早期対応に必要な実践的な知識・技能・態度を育むことを中心とした指導が行われることが多い。契約・取引の指導においては、以下の点に留意が必要である。

成人期の家計管理の指導にあたっては、とくに所得水準や家計の状況に格差の大きいことに配慮する必要がある。また、家計簿記帳は、収入と支出の帳尻を合わせることに目的を置くというよりは、家計の構成やバランスをチェックし、問題点を探るという意味で有効である点を認識させることが重要であり、適当な家計簿ソフトを活用することの有効性についても言及したいところである。さらに、短期的な家計管理は、長期的な家計目標を着実に実現するためにあるという認識の下、長期的・中期的な家族のライフサイクル・イベントについて検討・計画し、それを短期的な家計に反映させる習慣が形成されるような指導を行わなければならない。

貯蓄や資産の運用に関しては、次々に新しい金融商品が開発されることから、常に最新の情報を確認しながら指導にあたる必要がある。ただし、細部に深入りすることなく、金利（利回り）やポートフォリオに関する基本的な理解を促すことを中心としながら、簡単な運用のシミュレーション等を取り入れた実践的な指導を行うことが効果的である。また、クレジットの利用については、銀行、消費者金融、ヤミ金融等の金利の違いを確認し、返済額の試算を通して、無理なクレジット計画がもたらす危険性を認識させるとともに、多重債務や自己破産に陥るプロセスについて具体例を掲げて解説し、注意を喚起することが肝要である。

悪質商法被害の未然防止は、成人期・高齡期の出前講座の最も一般的なテーマとなっている。ここでの指導においては、何よりも、成人一人ひとりに、悪質商法問題を自らの問題として認識させることが必要であり、「ご当地ネタ」などの活用が効果的となる。また、替え歌、ロールプレイ、かるたづくり、俳句づくりなど、受講者が主体的に参加できる体験型の教材や、複数の市民講師によるグループワークや「ことわり練習」なども、実践で役立つ能力・態度の育成を促す。とくに単身高齡者や夫婦のみで暮らす高齡者においては、緊要なトラブルに備え、自己を中心に相談者や支援者を周囲に配置し、それぞれの連絡先を記載した見守りマップを作成したり、消費生活センターや地域包括支援センター等の電話番号を記載した見守りカードを配布するなど、ネットワークの活用を意図した指導が望まれる。

一方、悪質商法被害の対策は、大学や職域における消費者教育においても、主要な課題となっている。大学生や新入社員などを中心に、マルチ商法が横行するケース等が後を絶たないことから、具体的な事例の紹介、クーリング・オフの手法、消費生活

センターへの相談を3本柱に、注意の喚起と早期対応に有効な指導を行う必要がある。また、女子大生や若い女子社員については、エステティックサービス等のトラブルも多いことから、契約を結ぶ際のチェックリストなどの教材を作成・活用し、指導にあたるのが効果的である。加えて、親として子どもの世代の契約・取引の実態と問題に関心を持つことができるよう、事例やデータが提供されることも求められる。

いずれにしても、成人期・高齢期の指導は、少年期までとは異なり、単発的な指導になりがちであるので、とくに日常的・継続的な啓発が必要な契約・取引に関する消費者教育については、指導後の自発的な学習や関連する地域の組織・機関の活用が促進されるような工夫が必要である。

消費者教育の体系化における目標

- 目標 情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。
- 目標 個人情報適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。
- 目標 知的財産権に配慮して、他人の創作物等を利用できる。

情報（成人期・高齢期）における消費者教育の考え方

情報通信技術の目覚ましい進展により、インターネットを利用した商取引が急増している。消費生活の一部は、従前の時間や場所による制約から解放され、また、大量の商品情報の比較・考量が容易となったことから、より安価で質の高い商品・サービスを選択・購入する機会が増大したといえる。しかし、その一方で、消費者一人ひとりの情報処理技能の格差が消費生活の格差をもたらすデジタル・デバイドの問題もすでに顕在化している。そこで、成人期の消費者にとっては、当面する消費生活で活用できる情報の収集・処理に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することが、自己と家族の合理的・効率的な消費生活のために不可欠となっている。

また、成人期の消費者がこれらの知識や技能を修得することは、情報化社会が子どもたちにもたらした新しい消費文化を理解し、そこで発生する問題を早期に発見するためにも、重要である。

情報通信技術は、消費生活に多大な利便性をもたらすが、一旦、その使用方法を誤ると、消費者の個人情報流出したり、知的財産権が損なわれたりするなど、深刻な被害をもたらされる。したがって、成人期の消費者教育においては、自立した消費者として、個人情報や知的財産権の意義を正しく認識させるとともに、消費生活のどのような場面で個人情報や知的財産権が侵害される危険性があるのかを具体的に把握させ、その適切な取扱いに配慮した消費生活を営む能力を育成することが求められる。

高齢期においては、デジタル・デバイドの問題が一層、顕著となるが、心身の状態や興味・関心等に応じて、高度情報社会に対する理解を促し、インターネットを活用して消費生活に有効なデジタル情報を収集する簡便な方法を習得させたいところである。また、個人情報保護に関する基本的な認識を高めるとともに、高齢者が有する消費生活に関する経験や知恵などを知的財産としてとらえ、適切な方法で積極的に地域社会へ発信しようとする態度を育成することが期待される。

情報（成人期・高齢期）における学習目標及び学習内容

目標 について

学習目標

【成人期】

「**情報通信の利便性を広く日常生活のなかで理解し、情報の収集・発信、商品の購入、契約・取引などの際に情報通信を適切に活用できる。**」

成人期では、消費生活の向上の観点から、少年期よりも様々な用途で情報通信を活用することから、適切に活用できることを目標とした。

【高齢期】

「**心身の状況に応じて、情報通信を活用して商品の購入等ができる。**」

高齢期では、心身の状況に応じて、情報通信を活用して商品の購入等ができることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・ 情報通信技術の発達をもたらした高度情報社会の意義と問題点について理解する。
- ・ ホームページやブログ等を通じて、個人や組織の情報発信を適切に行う技能を身につける。
- ・ インターネットによる商取引やインターネットバンキング等の利便性と利用上の留意点を知り、適切に利用する習慣を身につける。

【高齢期】

- ・ 心身の状況に応じて、パソコンを適切に操作するための基本的な技能を身につける。
- ・ インターネット商取引やインターネットバンキング等の利便性と利用上の注意点を知り、適切な活用方法を考え、必要に応じて利用する方法を身につける。
- ・ サービス利用や商品購入に関する消費者としての経験や知恵・疑問等を、インターネットを通じて発信し、適切な情報のやりとりを行なう方法を理解する。

解説

高度情報通信社会の到来により、消費者を取り巻く生活環境は大きく変化している。いまや経済的で豊かな消費生活を営むために、情報の科学的理解や情報活用の実践力、情報社会に参画する態度などの情報リテラシーが、あらゆる消費者にとって不可欠となっている。とくに、成人期には、自立した消費者として、安全で経済的な消費生活を営むための

消費者情報を収集・活用する能力や、情報機器を用いて合理的に家計管理を行う技能、インターネットを利用した商取引を安全に遂行するために必要な知識・技能や態度の育成が図られなければならない。具体的には、消費生活センターや国民生活センター、その他の関連団体等のホームページを検索し、商品の危険や消費者トラブルに関する情報の所在を確認したり、インターネットショッピングサイトを閲覧し、その構造を把握したり、インターネットショッピングの疑似体験教材を用いて、操作や判断に関する留意事項を指導するなどの方法が有効である。また、一人ひとりの興味・関心や技能に応じて、インターネットによる効率的で利便性の高い資産管理の方法を理解させたり、ホームページやブログ等による消費者情報の発信方法と留意点を認識させることなども求められる。ただし、情報処理技能の細部にわたる指導に際しては、専門家による教育支援を得る必要がある。

高齢期においては、デジタル情報に過度に依存することなく、一人ひとりの生活環境に応じた消費者情報の管理方法を確立するように導くことが肝要である。例えば、内閣府の高齢者・障害者見守りネットワークがインターネットを通して発信している緊要な消費者危険情報の存在について理解させることが重要であるが、それらの情報を自ら取得することが困難な場合には、見守りを行う家族や周囲の人々が、高齢者に代わって情報を収集し、わかりやすいかたちで高齢者に提供するしくみを整えることなどが望まれる。また、パソコンの操作に興味・関心の高い高齢者においては、情報通信の処理技能を消費者情報の受発信や商品・サービスの購入、資産管理に応用する方法を具体的に習得させる一方で、取引操作等の不安が生じた場合には、家族や専門家に相談する習慣を身に付けさせることが必要である。

目標 について

学習目標

【成人期】

「個人情報の流出による被害や社会的責任を自覚し、個人情報を適切に管理するとともに、情報の収集・発信の際に起こる問題や解決方法などを理解し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。また、安心して情報通信が利用できるように社会に働きかけていくことができる。」

成人期以降では他人の個人情報を扱う機会も増えることから、個人情

報の流出による被害や社会的責任を自覚し、個人情報を適切に管理するとともに、自他の権利や利益、プライバシーの保護などに配慮して情報通信を適切に活用できることを目標とした。また情報通信の利用者として、安心して情報通信を活用できるように社会的な役割・責任を果たしていくことが期待される。

【高齢期】

「心身の状況に応じて、個人情報を守り、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。」

高齢期は、心身の状況に応じて個人情報を守り、自他の権利などや利益などに配慮して情報通信を適切に活用できることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・個人情報保護法に定められた個人情報保護の理念を知り、日常生活において個人情報を守ろうとする姿勢を身につける。
- ・インターネット上で個人情報を利用する場合に注意すべき事項について理解する。
- ・組織における個人情報の取扱いに留意し、個人情報保護のために必要な組織内外のルールや手続きについて理解する。
- ・個人情報に関する社会的な問題に関心をもち、個人情報保護のために主体的に行動することの重要性について理解する。

【高齢期】

- ・個人情報保護の理念を知り、日常生活において個人情報を守ろうとする姿勢を身につける。
- ・インターネット上で個人情報を利用する場合の注意点を理解する。
- ・悪質な訪問販売や催眠商法等に巻き込まれることにより、個人情報が流出する危険があることを理解する。

解説

個人情報については、2003年に制定された個人情報保護法を契機に、その適切な取扱いの必要性が共通認識されることになった。ここでは、まず、個人情報保護法を引きながら個人情報の定義等を正しく理解させたい。日常生活や消費生活のどのような場面で個人情報が損なわれる危険性があるかについて意見交換などをさせ、自己と他人の個人情報を大切に取り扱おうとする態度を育成することが肝要である。また、インターネットの普及が個人情報の大量流出を招いた事例や、フィッシングにより個人の金融情報等が騙し取られた事例などを掲げ、インターネ

ットを通じて個人情報を提供する際には、自己責任の原則に則り慎重に対応するように注意を喚起することが重要である。とくにネット犯罪から身を守るために、安易に個人情報を入力・公開しないこと、ユーザーIDやパスワードを徹底管理することなどを指導するとともに、親として、子どもがインターネット・トラブルに巻き込まれないようにすることも自立した消費者の責任であることを認識させなければならない。

高齢期においても、同様に、個人情報保護法にみる基本理念を正しく認識し、日常の生活場面において、自己と家族および周囲の人々の個人情報を大切に取り扱おうとする姿勢を身につけることが求められる。とくに、高齢者は悪質商法の被害者となるケースも多いことから、一旦、悪質業者等に個人情報を提供してしまうと、二次被害に遭いやすいことを理解させ、不用意な個人情報の流出を防ぐために細心の注意を払うように促さなければならない。

目標 について

学習目標

【成人期】

「知的財産権を守った商品を購入することにより、正規商品の提供者を支持し、不正商品を市場から排除する取り組みに協力できる。」

成人期以降では、知的生産活動をする機会が増えることから、知的財産を生み出すために様々な苦労や費用が必要なことを理解し、知的財産権を守った商品が流通する市場づくり協力することを目標とした。

【高齢期】

「これまでの経験・知恵を知的財産として活かすことができる。」

高齢期は、経験や知恵が豊富なので、それを知的財産として形にして次世代に活かせることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・ 知的財産権の概念を理解し、知的財産権侵害等の問題について理解する。
- ・ 組織内外における知的財産の存在と取扱いに関する留意点を理解する。
- ・ 日常生活やインターネット等の情報通信を利用する際に知的財産権を侵害する可能性があることを知り、知的財産権に配慮して活用する習慣を身につける。
- ・ 知的財産権を侵害する商品の不買に努めることの重要性を理解する。

【高齢期】

- ・自身の知見に知的財産としての価値を見出し、次世代に残すべき知恵として積極的に情報発信する習慣を身につける。

解説

知的財産権については、従前より、著作権、特許権など、その一部は社会的に認知されてきたが、権利の全体像や対応の在り方が明確となったのは、2002年に制定された知的財産基本法においてである。成人期の消費者教育においては、同法にみる定義を踏まえながら、消費生活に関連の深い著作権、著作隣接権、商標権、意匠権などを中心に、具体的な生活場面で、知的財産権を侵害しないような行動がとれるように指導することが重要である。とくに本や音楽、映像、ソフトウェア等の無断コピーは、原則として著作権の侵害に当たることを認識させたうえで、私的使用その他において、一部で自由利用が認められているケースがあることを説明し、知的財産を適切に享受する方法を身に付けさせる必要がある。ここでは、×クイズにより知識の定着をはかることなどが効果的である。また、偽ブランド商品や海賊版などのコピー商品（知的財産権侵害物品）の購入は、知的財産権を保護する社会の形成を阻害する行為であることを認識させ、消費者倫理の育成をはかることが重要である。

高齢者に対しても、趣味の活動など身近な事例を教材としながら、知的財産権について具体的な理解を促すことが求められる。また、自己の創作物や知見・経験などに知的財産としての価値を見出し、コミュニティ活動や異世代交流において積極的に活かす場面を創出することなどが期待される。

情報（成人期・高齢期）における指導方法

成人期・高齢期の情報に関する消費者教育については、消費者情報を活用してより豊かな消費生活を実現するために必要な知識・技能・態度の育成を意図して、実施されるべきである。その指導に当たっては、以下の点に留意が必要である。

情報を取り巻く生活環境や学習環境には、世代間の格差が大きい。成人期には、大学生から高齢者まで多様な世代が含まれることから、各世代の消費生活の実態に即した学習指導を行う必要がある。すでに高度通信情報を活用した消費生活が一般的となっている大学生や若い世代には、情報獲得の手法よりはむしろ、個人情報や知的財産権への配慮について十分な理解を促さなければならない。とくにインターネットへのアクセスを通じて自己の個人情報を不用意に公開・提供していないか、また、音楽や映像の無断コピーなどにより、無意識に他人の知的財産権を侵害していないかなどの

視点を中心とした指導が行われるべきである。一方、パソコンに触れる機会の少ない高齢者等には、アナログ情報を中心とした消費者情報の入手・活用方法を理解させたり、訪問販売業者等に不用意に個人情報を提供しないように注意を喚起するなどの指導を行う一方で、例えば消費生活センターのホームページから最新の消費者被害情報を取得するために最低限必要な技能についても、体験的に習得させることが望まれる。そのためには、適切なゲームソフトなどを用いてパソコン操作を親しむ機会を準備することも有効である。

いずれにしても、成人期の情報の指導に際しては、インターネット環境の整えられた施設・設備や情報処理の専門家による支援が得られることが望ましい。また、携帯電話を用いたインターネットの利用やそこでのトラブルも多発していることから、携帯電話による適切かつ有効な情報管理の方法について学習の機会が得られることなども求められる。しかしながら、情報処理技能の細部に深入りすることなく、情報リテラシーを消費者リテラシーの一部としてとらえ、消費生活に特化したアプローチを基本とすべきである。

職域における消費者教育においては、事業者として大量の顧客情報を管理する立場にあること、関連する法律において個人情報保護や知的財産権に関する責務が明記されていることなどを踏まえ、企業の一員である従業員が、消費者としての日常生活においても、それらの慎重な取扱いを常に意識した行動がとれるよう、一層徹底した指導が必要である。

消費者教育の体系化における目標

- 目標 商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。
- 目標 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる
- 目標 持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

環境（成人期・高齢期）における消費者教育の考え方

地球温暖化問題が深刻化し、持続可能な社会の形成をめざす世界的な動きがますます活発化するなかで、消費者一人ひとりの環境保護に対する適切な意識形成や行動が求められている。成人期においては、自立した消費者として、自らの消費行動が地球環境に及ぼす影響を認識し、商品の購入・使用・廃棄等の各段階において環境保全に寄与できる、いわゆるグリーン・コンシューマーの育成が課題となる。また、日常的なライフスタイルにおいても、広く環境保全を意識した意思決定ができるようにすることが重要である。実際に、環境保全に配慮した商品やライフスタイルを選択することは、価格の高い商品を購入することや、手間や負担の多いライフスタイルを選択することを意味する場合も多い。したがって、従来 of 経済的合理性を中心とする判断基準とは異なる価値観に基づいて、一人ひとりの意思決定を行わなければならない場面も多くなる。ここでは、経済性と環境保全のトレードオフに対し、消費者一人ひとりの心身の状況や家族および家計の状態などを踏まえ、総合的にみて適切な判断を導くことができるような環境配慮型の消費者行動が求められる。成人期の消費者がそのような行動を実践することは、日々の生活を通して、子どもたちに環境を意識したライフスタイルを形成し定着させるうえでも有効である。

成人期においては、さらに、消費者市民として、環境保全のための各地の取り組みに積極的に参加・協力しようとする態度を育成することが求められる。また、これらの実践を通して、循環型社会の構築を目指す社会的合意形成に貢献することが期待される。

高齢期には、上の課題に加え、とくに、これまでに一人ひとりが身に付けてきた物を大切にしようとするライフスタイルを次世代へ伝えようとする意欲を育み、具体的な実践に繋げることが重要である。すなわち、積極的な異世代交流を通して、エコライフのアイデアを若い世代へ提供するなど、地域の環境保全の取り組みのリーダーと

して期待されるところが大きい。

環境（成人期・高齢期）における学習目標及び学習内容

目標 について

学習目標

【成人期】

「日常および社会生活の中で利用する商品のマークや品質表示などを理解し、環境に配慮した商品を選ぶことができる。」

成人期では、日常および社会生活の中で利用する物を対象に、価格とのバランスを考慮しつつ、環境に配慮した商品を選べるようになることを目標とした。

【高齢期】

「環境に関する新たなマークや表示等に関心をもち、商品の選択に利用することができる。」

高齢期では、従来になかったマークや表示等に関心をもち、環境に関する情報を集めることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・エコマークやグリーンマーク等、環境に配慮した商品に付けられているマークや表示の意味を理解し、その社会的な意義を理解する。
- ・購買行動の際に、環境に配慮した商品を積極的に購入することが重要であることを理解する。
- ・組織における資材調達の際に、環境に配慮した商品を選択することが、組織の社会的責任として重要であることを理解する。

【高齢期】

- ・エコマークやグリーンマーク等、環境に配慮した商品に付けられているマークや表示の意味を理解し、その社会的な意義を理解する。
- ・購買行動の際に、環境に配慮した商品を積極的に購入することが重要であることを理解する。

解説

成人期において、グリーン・コンシューマーに求められる知識や態度を育成するためには、まずは、余分なものを購入しないこと、つまり「必要なものを必要なだけ買う」習慣を身に付けることから始めなければならない。これを前提としたうえで、必要なものの購入に当たっては、長く使えるもの、再使用できるもの、リサイクルされたもの、包装が最小

限であるもの、生産・使用・廃棄の段階で環境負荷が少ないものなど、いわゆる環境配慮型商品を主体的・積極的に選択・購入できるようにすることが求められる。そこで、当該商品を見極めるために必要な環境マーク（環境ラベル）について、実際の商品を例示しながら、その意味を理解させることが不可欠となる。指導にあたっては、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法やグリーン購入法において、環境配慮型商品（再生品、環境物品等）を選択するように努めることが国民の責務となっていることや、消費者の一人ひとりが積極的に環境配慮型商品を購入することが、当該商品を中心とした市場の形成に寄与することについて、十分に理解させることが重要である。環境問題に熱心に取り組み、環境情報を積極的に公開しているメーカーや店舗の選択を導くために、例えば、各店舗で扱われているエコ商品を確認・比較したり、地域の環境保全推進店舗のマップづくりに取り組むことなども有効である。

一方、職域における消費者教育では、事業者にとって環境保全への積極的な取り組みがCSR（企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility）の一環として非常に重要であることを踏まえ、従業員に対し、高い環境倫理を形成するような指導を行う必要がある。

また、高齢期においては、例えば、環境マークの意味についてクイズ形式で確認と定着をはかったり、環境への配慮を視点に商品の見比べを行うなど、グリーン・コンシューマーとしての心得を、一層わかりやすく指導することが望まれる。

目標 について

学習目標

【成人期】

「日常及び社会生活の中で利用する物について、使用・廃棄について適切な対処ができる。」

成人期では、不法投棄による衛生面等の環境悪化や排水汚濁などは、地球全体ひいては自らの消費生活にも影響があることを理解し、環境の悪化防止を意識するとともに、3R（リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の実践などにより、日常及び社会生活の中で利用するものについて、使用・廃棄について適切な対処ができることを目標とした。

【高齢期】

「商品の使用・廃棄段階に関わり環境への影響に配慮して新しく制定された社会的なルールなどを理解し、商品の使用・廃棄について適切な対処ができる。」

高齢期には、商品の使用・廃棄段階に関わり環境への影響に配慮して、配慮が望まれるようになった事柄や、新しく制定された社会的なルールなどを理解し、商品の使用・廃棄について適切な対処ができることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・消費生活と環境との関係性を知り、商品の使用や廃棄が環境に対してどのような影響を及ぼすのかを理解する。
- ・循環型社会を形成するために必要な3R（リデュース、リユース、リサイクル）の原則を知り、廃棄物を適切に分別する習慣を身につける。
- ・製品を長く大切に使用する習慣を身につける。
- ・省エネ料理や生ごみの肥料化など、食生活を通して環境保護に貢献できることを理解する。

【高齢期】

- ・消費生活と環境との関係性を知り、商品の適切な使用・廃棄方法が環境に対してどのような影響を及ぼすのかを理解する。
- ・循環型社会を形成するための新しい制度等に興味を持ち、廃棄物を適切に分別する習慣を身につける。
- ・家財処理等にかかる環境被害の可能性を学び、資産の処分の際にも廃棄やリサイクル等に配慮する必要があることを理解する。

解説

グリーン・コンシューマーは、環境配慮型商品を進んで購入するだけでなく、それらの使用や廃棄の過程においても、環境保全に留意することが求められる。使用段階においては、修理および再使用を重視しながら、「ものを大切に使うこと」を指導することが肝要である。また、循環型社会形成推進基本法において、廃棄物の減量、再使用、再生使用という、いわゆる3R（Reduce, Reuse, Recycle）の原則と順序性が提示されていることを踏まえ、リサイクルではなく、発生抑制を第一義とした指導を行わなければならない。発生抑制のためには、余分なものをもたない簡素なライフスタイルを身につけることや、不要な容器包装等を断わること、エコ・クッキングや生ゴミの堆肥化を実践することなどの方法

が有効であるが、これらを一方的に説明するというよりは、グループワークなどによって、さまざまな発生抑制のアイデアを互いに意見交換させるなどの方法が効果的である。また、上記の法律では、消費者に、廃棄物の分別排出を求めていることから、地域の分別ルールを確認し、適切な排出行動ができるように導くことが望まれる。

高齢期においては、自治体等が作成している廃棄物の分別に関するパンフレット等や分別クイズなどを教材に、わかりやすく、地域の実態に即した指導を実施すべきである。また、地域の環境保全のリーダーとして、自治会の役員などと協力しながら、廃棄物の分別指導に参画・協力しようとする意欲を高めることも重要である。

目標 について

学習目標

【成人期】

「次世代へのつながりを考慮し、環境問題に対する社会的な取り組みとしての活動に参加・協力できる。」

成人期では、持続可能な社会を目指すため、現在から未来・次世代までの時代的な広がりを踏まえ、自分たちが主体となって社会の活動に参加・協力できることを目標とした。

【高齢期】

「環境保全に関する生活上の知恵や工夫を次世代に伝えることができる。」

高齢期では、長い経験から、環境の保全につながる生活上の知恵や工夫を持っていることをふまえ、生活経験や知恵を次世代に伝えることを目標とした。

学習内容

【成人期】

- ・次世代の環境を守るために、消費者団体、事業者、NPO、自治体等が行っている活動について理解する。
- ・地域の環境問題に関する様々な活動の意義を理解し、自らの判断のもと興味ある分野の活動に参加しようとする意識を持つ。。

【高齢期】

- ・地域の環境問題に関する様々な活動の意義を理解し、興味ある分野の活動に参加する習慣を身につける。
- ・環境保全に関する社会活動の経験やエコライフの体験等を、子どもた

ちや若い親世代に伝える習慣を身につける。

解説

環境に関する消費者教育は、消費生活の工夫や改善によって、次世代に豊かな自然環境を継承することを意図して実施されるものである。このような共通理解の下、持続可能な社会を目指す様々な取り組みが自治体や地域の消費者団体、NPO、事業者などによって積極的に展開されている。そこで、グリーン・コンシューマーとしての消費者には、環境保全のために自己や家族のライフスタイルを変容させるだけでなく、異世代との交流も視野に入れながら、具体的な地域の取り組みへ主体的に参画することが求められる。例えば、PTAの環境保全活動に協力したり、女性会や老人会の活動を通して自治体の主催する環境デーなどのイベントに参画したり、環境の保全を図る活動を行うNPOの事業に協力するなどの取り組み例が考えられる。また、地域の仲間と分別ステーションの管理をしたり、マイバック持参の呼びかけを行うなど、身近な機会をとらえて地域社会に参画しようとする態度を育成することが求められる。

さらに、高齢期においては、自らが経験してきた資源節約型の消費生活をエコライフとして再認識し、その知恵や工夫を積極的に異世代交流のイベント等で披露したり、日常生活の様々な場面を通して、子どもや孫世代に伝承しようとする意欲を高めることが重要である。

環境（成人期・高齢期）における指導方法

環境に関する消費者教育は、消費者市民ならびに地球市民として、国際的な動向を注視しつつ、かけがえのない地球環境を次世代に残すために、消費生活を中心に何ができるか、何をすべきかを主体的に考え、学び、仲間とともに実践しようとする意欲や態度の育成を意図して行われなければならない。指導に当たっては、とくに以下の点に留意が必要である。

グリーン・コンシューマーを育成するための環境教育においては、指導者による知識の伝達よりも、学習者による話し合いや主体的な取り組みが有効であるため、基本的には、座学による学習よりも、調べ学習やワークショップ、イベントへの参加などによる体験型の学習を重視すべきである。例えば環境負荷の少ないエコライフに関するさまざまなアイデアについて意見交換したり、地域のイベント等で学習成果を発表し合う機会を設けることなどが効果的である。

また、購買行動に関する学習では、地球環境保全を推進しているメーカーや商店、商品を選択できる実践的な能力を育成することが求められる。このため、学習者によ

る調べ学習などにおいて、できる限り具体的なメーカー、商店、商品を取り上げることが有効であるが、一方、講師が、そのまとめを行うにあたっては、特定のメーカー等を必要以上に支援したり敬遠したりすることのないよう注意が必要である。すなわち、企業としての取組内容や取り扱う商品の特徴などを客観的に評価し、普遍性のある結論を導くように配慮すべきである。

環境に関する消費者教育については、このほかにも、さまざまな教材や指導方法が工夫・開発されることが期待される。そのアプローチの1つとして、食育の視点の導入を掲げることができる。例えば、地産地消の有機野菜の流通促進は、おいしく鮮度の高い安全な野菜を消費者の食卓に届けるだけでなく、農薬による土壌汚染の改善や、商品の運搬に伴うCO₂量の削減にも大いに効果があるなど、環境教育の側面からも意味ある題材・教材となりうる。また、職域における消費者教育においては、企業のCSR報告書を活用した効果的な指導方法の確立などが待たれるところである。

最後に、消費者市民が世代や国境を越え、地球市民に相応しい消費者行動を実践することを意図した消費者教育が、環境教育の全体にどのように位置づけられるかに留意が必要である。とくに、他の分野の環境教育との連携や住み分けの在り方を十分に検討し、効率的・効果的な指導ができるよう工夫することが求められる。

学習プログラム例

契約・取引

名称	プログラムの概要	プログラムの項目
消費者トラブル時の対応	企業の社員に対する研修時に弁護士等、法律の専門家が学習支援者となって実施する契約・取引に関するプログラムである。前半(第1回)の導入部においては、具体例を通じて、消費者被害がなぜ起きるのか考えるきっかけを与える。その上で、後半(第2回、第3回)の展開部において、悪質商法の具体的な事例に基づく寸劇を題材として、契約締結の注意点や解消の可否についての知識を身につけるとともに、依然として件数の多い多重債務問題の背景や適切な相談機関についての知識を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の実例の紹介および消費者被害の発生の原因の検討 具体的事例をもとにした契約の成立・解消について 多重債務問題および適切な相談機関の紹介
消費者啓発ミニ講座	新入生オリエンテーション、新入社員(職員)研修、各種講座、地域の行事、高齢者のつどい等の一部(導入部等)において、5分~15分の時間を確保して実施する消費者情報提供のためのミニ講座である。最近の消費生活相談の事例等をチラシ等で紹介したり、消費生活の基礎知識をクイズで確認したり、寸劇、落語等余興的な手法を取り入れる等、主たるイベントの趣旨や参加者の特性をふまえた内容、方法で行い、広く消費者問題への関心を高め、注意を喚起する。	(個別講座の名称) <ul style="list-style-type: none"> 地域の「消費者危険」新鮮情報 消費生活クイズ 消費者啓発ミニ劇場
「育てよう!高めよう!」 「見守り力」	消費生活相談員等の専門家が民生委員、ヘルパー等の福祉関係者等に対して実施するプログラムで、高齢者等、支援が必要な消費者が消費者被害に巻き込まれないように、周囲の人々がいかにして見守るかについて指導する講座である。高齢者等の消費者トラブルの特徴や相談事例等から、支援の必要な消費者の現状を知るとともに、疑似体験を通して「見守り方」を身につけ、消費生活センター等の専門機関への「つなぎ方」を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の消費者トラブルの特徴 高齢者等の消費生活相談の事例 見守り疑似体験 クーリングオフ 消費生活センターと地域包括支援センター

成人期・高齢期

消費者教育用教材作成に係る調査委員会

委員長	西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部 教授
委員	東 珠実	椛山女学園大学現代マネジメント学部 教授
	猪瀬 武則	弘前大学教育学部 教授
	尾島 恭子	金沢大学教育学部 准教授
	水上 慎士	内外政策研究会 代表
事務局	柿野 成美	消費者教育支援センター 主任研究員
	清水 周子	消費者教育支援センター 研究員補

制 作 消費者教育支援センター

著 作 内閣府国民生活局